

平成 25 年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|----------------------------------|--|---|
| <p>危機管理局 原子力安全対策課</p> | <p>可搬型モニタリングポストに係る物品購入代金について、支払の遅延により遅延利息を支出していた。</p> | <p>請求書を受理した県の担当者が支払の手続を失念していたため、物品売買契約書第 10 条に基づく遅延利息が発生したものである。</p> <p>遅延利息の支払については、議会への議案提出に先立ち、損害賠償額を双方で確認するため、合意契約書を締結し、平成 25 年 9 月県議会で議決後、平成 25 年 10 月に遅延利息 92,100 円を支払った。</p> <p>再発防止のため、チェック表を作成し、課全職員が見える場所に設置して進捗管理を共有することとし、執行状況の確認を徹底するよう所属内で周知した。</p> <p>さらに、課全職員を対象とした会計事務及びコンプライアンス研修を実施した。</p> |
| <p>総務部 東京本部</p> | <p>「砂っぶ スナップ鳥取一汐留、緑と砂のロマン」運営業務に係る委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> | <p>砂像制作やイベント内容及び予算の調整に不測の日数を要し、イベント開催直前まで委託内容が確定できず、委託業者においても委託金額の見積がイベント開始時期までに確定困難であったため、イベント完了後、遡って契約を締結したものである。</p> <p>再発防止のため、請負（予定）業者、特に鳥取県と初めて契約する業者に対しては、見積書の提出段階で業務完了までの具体的なスケジュールを示して説明することとした。</p> <p>また、イベントの進捗状況については、各チーム長が事業担当者から定期的な報告を受けることとし、会計処理についても、各担当チーム内で複数名によるチェックを行い、手続に遅延が生じないように、会計手続の進捗状況を確認することを徹底した。</p> |
| <p>地域振興部 交通政策課</p> | <p>山陰海岸ジオライナー PR 業務（上半期）委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> | <p>県の担当者が手続を失念していたこと及び上司が進捗状況を十分に確認していなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で共有するとともに、担当内のみならず、課長及び総括課長補佐による業務の進行管理を徹底することとした。</p> |
| <p>福祉保健部 福祉保健課</p> | <p>物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> | <p>物品亡失の手続を行っていなかった 5 点のうち、「戦没者等データ・個人データ「姓」付フリガナ付与キット」は、平成 22 年 3 月に新システムに更新した際に処分し、その他の物品は、耐用年数を経過しており、物品の状態を確認の上、老朽化により処分したものと考えられる。</p> <p>いずれも、規則等への認識不足及び物品出納簿と現物との照合が充分に行われなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のため、所属職員に対し、物品の適正管理と亡失及び損傷時の速やかな報告について、注意喚起した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|-----------------|---|--|
| 福祉保健部 子育て応援課 | 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。 | <p>規則等への認識不足により、平成23年度の物品照合時、4点の現物が確認できなかったにもかかわらず、亡失の判断をせず放置し、平成24年度及び平成25年度は、物品の照合を行っていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のため、物品照合作業は物品保管主任の役割とすることを共通認識し、人事異動等があった場合は、新旧の物品出納員と物品保管主任と一緒に引継ぎを行うこととした。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |
| 福祉保健部 長寿社会課 | 行政財産使用料（土地及び建物）について、調定が遅延していた。 | <p>県の担当者が調定を失念していたこと、また、上司も進行管理及び確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を所属内で共有するとともに、主査及び副査が進捗状況を相互に確認するとともに、上司も確認を徹底し、所属内で情報共有することとした。</p> <p>また、調定期間が年度当初であり、人事異動等による事務の遺漏を防止するため、年度末には調定事務の準備を完了するとともに、調定事務を含む年度当初に行う事務について、平成26年3月にチェックリストを作成し、担当者及び上司が遺漏のないよう相互に確認することを徹底した。</p> |
| 福祉保健部 医療政策課 | 鳥取県地域医療再生基金事業補助金（救急医療設備整備事業）について、実績報告書の受理が遅延していた。 | <p>補助事業者が、鳥取県補助金等交付規則等の認識不足により、実績報告書を提出しなかったこと、また、県の担当者が事業の完了時期を把握しておらず、督促していなかったことが原因である。</p> <p>実績報告書の督促時に、遅延した理由及び再発防止策を記載した理由書の添付を依頼し、実績報告書とともに理由書の提出があった。</p> <p>再発防止のため、平成27年1月に、各補助事業者に対して、鳥取県補助金等交付規則等を遵守するよう文書により注意喚起した。</p> |
| 福祉保健部 医療政策課 | 鳥取県地域医療再生基金事業補助金（病院内保育所施設運営事業）外1件について、交付申請書の提出期限の通知が遅延し交付申請書の受理が遅延していた。 | <p>交付申請時期については、「知事が別に定める日」として要綱に規定しており、本来は事業着手までに交付決定するため、交付申請書の提出期限について補助事業者へ通知を行うべきであるが、担当者が国庫補助事業である病院内保育所運営費補助金と同じ時期に通知することとしていたこと及び事務の遅延により、提出依頼時期が遅くなったものである。</p> <p>再発防止のため、指摘内容等を所属内で共有し、業務の進捗について所属長に報告を行い、業務が遅延しないようにした。</p> <p>また、平成26年8月から、所属内にて補助金管理DBを運用し、進捗状況の確認及び情報共有を行い、平成27年度からは、福祉保健部の予算管理DBを利用して執行状況等を確認している。</p> <p>さらに、平成27年度から年度当初に速やかに通知する</p> |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----------|--|--|-----------|---|--|------------|-----------|------------|
| | | こととし、副査及び上司などのチェックにより、事務処理が遅延しないよう進行管理を十分に行うこととした。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉保健部 医療政策課 | 雑入(看護職員等修学資金貸付金返還金及び理学療法士等修学資金貸付金返還金)について、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該貸付金は、県内で就業意思のある看護職員養成施設等の在學生に修学上必要な資金を貸付けるものであり退学、県外就業、未就業等の場合(全額返還)や、規模の大きい施設に就業等した場合(一部返還)に返還金が発生しており、定期的な文書催告以外の電話による催告が不十分であったこと、催告した記録の整理が一部出来ていなかったこと、滞納整理票による未収・完納の整理が出来ていなかったこと、さらに修学資金の免除条件がわかりにくかったことが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、平成26年7月及び11月に鳥取県看護職員修学資金等返還金債権管理事務取扱要領を改正し、分納を認める場合の取扱い、債権回収会社への回収業務の委託及び債権分類の規定について盛り込み、債権分類を行い債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>また、平成26年10月に貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例を改正し、免除対象を拡大するとともに鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の改正により1か月あたりの返還額を減額可能とした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、納付書や督促状送付時に併せて文書催告を送付したほか、返還期間終了後も返還が滞っている者には、年2回、文書催告を行うとともに本人及び連帯保証人に電話催告を行った。</p> <p>新規に発生した未納者に対しても、長期滞納者にさせないために、本人だけでなく連帯保証人にも催告を行った。</p> <p>なお、平成26年度末の未収金額が平成25年度と比較し減少していないのは、平成25年度の監査指摘後に過去の未処理案件について、集中的に返還決定を行ったため、返還者が増加したことが主な原因である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>未収金状況一覧表 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">私債権(貸付金)</th> <th>平成25年度末未収金額</th> <th>平成26年度回収額</th> <th>平成26年度末未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成24年度以前未収金</td> <td>5,823,831</td> <td>1,218,123</td> <td>4,605,708</td> </tr> <tr> <td>平成25年度未収金</td> <td>4,975,672</td> <td>2,087,100</td> <td>2,888,572</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成26年度未収金</td> <td></td> <td></td> <td>7,125,300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>10,799,503</td> <td>3,305,223</td> <td>14,619,580</td> </tr> </tbody> </table> | 私債権(貸付金) | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 | 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 5,823,831 | 1,218,123 | 4,605,708 | 平成25年度未収金 | 4,975,672 | 2,087,100 | 2,888,572 | 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 7,125,300 | 計 | | 10,799,503 | 3,305,223 | 14,619,580 |
| 私債権(貸付金) | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 5,823,831 | 1,218,123 | 4,605,708 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成25年度未収金 | 4,975,672 | 2,087,100 | 2,888,572 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 7,125,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 10,799,503 | 3,305,223 | 14,619,580 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|---------------------------|---|--|
| 福祉保健部 東部福祉保健事務所 | とっとり支え愛活動支援補助金について、交付決定が遅延していた。 | <p>担当者は、交付申請書受理後、交付決定に当たって申請内容に疑義があったため補助金の所管課である長寿社会課に相談していたが、早急な結論を得るに至らないまま時間が経過し、平成 25 年 9 月に産休に入った。</p> <p>さらに、後任者への引継ぎがうまくいっていなかったため、また事業者からの督促もなく交付決定が遅延したものである。</p> <p>平成 26 年 3 月に未処理であることが判明し、翌日、補助金の交付決定を行った。</p> <p>再発防止のため、文書受付・処理状況確認簿による進行管理の徹底及び遅延案件の早期指示を行うこととした。</p> <p>また、職員の産休及び人事異動等の際には、通常の引継マニュアルに加え、担当する文書受付・処理状況確認簿を後任者のみでなく、担当内の複数の職員がチェックした上で、課長が最終チェックを行い、進行管理の徹底と遅延案件の早期指示を行うこととした。</p> <p>さらに、補助金事務の遺漏がないよう、交付申請書を受け付けた場合には、原則として受け付けた当日中に電子決裁システムに補助金名と申請者名を登録し、通常の決裁及び承認経路を設定し、保存又は起案しておくなど、進行管理することとした。</p> |
| 福祉保健部 福祉相談センター | 児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活困窮のため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所の措置に不満があり、納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルを平成 26 年 3 月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委託の内容について盛り込み、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、年 2 回催告書を送付し、月 1 回電話や訪問による催告を行うとともに、年 2 回強化月間（7 月、3 月）を設けて臨戸訪問を実施した。</p> <p>また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者への対応を協議した。</p> <p>さらに、納入依頼に応じない者については、弁護士への債権回収を委託した。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、入所措置の際、負担金について丁寧な説明を行い、納付の理解を得るとともに、福祉司による面談の際に、再度負担金についての説明及び納入依頼を行い、一括納付が困難な者に対しては、分割納付を提案した。</p> <p>このような取組の結果、平成 26 年度末未収金額は前年度末より減少した。</p> |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|----------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|-----|-------------------|-----------|------------------------|-----------|-----------------|-----------|---------|-----------|------|-----------------|---|---|-----------|---|--|-----------|------------------------|-----------|
| | | <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">未収金状況一覧表</caption> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">強制徴収公債権</th> <th style="text-align: center;">平成 25 年度末 未収金額</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度 回収額 (不納欠損額)</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">過年度</td> <td style="text-align: center;">平成 24 年度以前 未収金</td> <td style="text-align: right;">5,986,639</td> <td style="text-align: right;">1,151,900 (945,800)</td> <td style="text-align: right;">3,888,939</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年度 未収金</td> <td style="text-align: right;">1,484,000</td> <td style="text-align: right;">118,600</td> <td style="text-align: right;">1,365,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指摘以降</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">1,695,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">7,470,639</td> <td style="text-align: right;">1,270,500 (945,800)</td> <td style="text-align: right;">6,949,739</td> </tr> </tbody> </table> | 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 (不納欠損額) | 平成 26 年度末 未収金額 | 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 5,986,639 | 1,151,900 (945,800) | 3,888,939 | 平成 25 年度 未収金 | 1,484,000 | 118,600 | 1,365,400 | 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 1,695,400 | 計 | | 7,470,639 | 1,270,500 (945,800) | 6,949,739 |
| 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 (不納欠損額) | 平成 26 年度末 未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 5,986,639 | 1,151,900 (945,800) | 3,888,939 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 25 年度 未収金 | 1,484,000 | 118,600 | 1,365,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 1,695,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 7,470,639 | 1,270,500 (945,800) | 6,949,739 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>福祉保健部 倉吉児童相談所</p> | <p>児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> | <p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活困窮のため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所の措置に不満があり、納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルを平成 26 年 3 月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委託の内容について盛り込み、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>平成 25 年度から徴収体制を強化し、平成 25 年 7 月から未納者全員に対して未納額を通知し、債務承認書を返送するよう依頼した。</p> <p>また、未納者全員の家庭訪問を行い、家庭の実情について聞き取りし、特別な理由がない未納者については計画的な納付により完納するよう要請した。</p> <p>さらに、児童福祉司が保護者と面談する機会を捉え、徴収担当者も同席し催告を行うとともに、負担金徴収会議を月 1 回程度開催し、職員間で保護者及び家庭状況を共有し、職員間の連携を密にした。</p> <p>その他、西日本在住者以外の未納者の支払を円滑にするため、平成 25 年 10 月に、ゆうちょ銀行に出納員管理口座を開設し、これまで 4 名の利用者があり継続して支払がある。</p> <p>平成 26 年度の未納者数は 11 名で、平成 27 年度末までに 2 名完納した。</p> <p>新規に入所措置を行う場合、保護者に対し負担金の説明を丁寧に行い納入への理解を得るとともに、滞納が生じた場合は督促状発送後速やかに保護者へ電話及び複数職員での家庭訪問等により催告を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">未収金状況一覧表</caption> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">強制徴収公債権</th> <th style="text-align: center;">平成 25 年度末 未収金額</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度 回収額</th> <th style="text-align: center;">平成 26 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">過年度</td> <td style="text-align: center;">平成 24 年度以前 未収金</td> <td style="text-align: right;">2,023,500</td> <td style="text-align: right;">110,100</td> <td style="text-align: right;">1,913,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年度 未収金</td> <td style="text-align: right;">136,600</td> <td style="text-align: right;">19,600</td> <td style="text-align: right;">117,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指摘以降</td> <td style="text-align: center;">平成 26 年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">215,300</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">2,160,100</td> <td style="text-align: right;">129,700</td> <td style="text-align: right;">2,245,700</td> </tr> </tbody> </table> | 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 | 平成 26 年度末 未収金額 | 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 2,023,500 | 110,100 | 1,913,400 | 平成 25 年度 未収金 | 136,600 | 19,600 | 117,000 | 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 215,300 | 計 | | 2,160,100 | 129,700 | 2,245,700 |
| 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 | 平成 26 年度末 未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 2,023,500 | 110,100 | 1,913,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 25 年度 未収金 | 136,600 | 19,600 | 117,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 215,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 2,160,100 | 129,700 | 2,245,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--|----------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-----|-------------|-----------|----------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|------|-----------|--|--|-----------|---|--|-----------|----------------------|-----------|
| 福祉保健部 米子児童相談所 | 児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該負担金は、児童福祉施設等に入所措置した場合の保護者負担金である。督促及び催促を行っているものの、ほとんどの債務者が生活に困窮しているため納付できる状況でないこと、あるいは児童相談所に拒否感を持って納付されないことが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、児童福祉施設入所等措置費負担金徴収マニュアルを平成26年3月に改正し、弁護士等外部者による債権回収業務委託の内容について盛り込み、債務者の状況に応じた債権回収に取り組むこととした。</p> <p>従前からの未納者に対しては、平成26年度から、年1回の送付を年2回とし、高額滞納者には、1万円程度の複数の納付書に分けて同封し納入しやすくするとともに、平成26年度からこれまで一律の文書であった催告書を滞納者ごとに滞納状況に即した内容に改め、納入の意識付けを行うこととした。また、個々の状況を踏まえた電話での催告、日常的な相談業務の中で随時家庭訪問を行うこととした。</p> <p>また、毎月負担金徴収会議を実施し、未収額の確認と滞納者への対応を協議することとした。</p> <p>さらに、職員による指導及び督促等に応じない滞納者については、弁護士へ債権回収を委託したところ、少額ではあるが定期的な入金があった。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、入所措置の際、負担金について丁寧な説明を行い納付への理解を得るとともに、一括納付が困難な者に対しては、分割納付などそれぞれの事情に応じた納付計画を提案し、計画書の提出により納付の意識付けを行うこととした。</p> <p>このような取組の結果、平成26年度末未収金額は前年度末より減少した。</p> <p>また、平成26年度未収金発生額も前年度より減少した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>未収金状況一覧表 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">強制徴収公債権</th> <th>平成25年度末未収金額</th> <th>平成26年度回収額(不納欠損額)</th> <th>平成26年度末未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成24年度以前未収金</td> <td>4,567,100</td> <td>587,400 (486,100)</td> <td>3,493,600</td> </tr> <tr> <td>平成25年度未収金</td> <td>1,830,200</td> <td>328,400</td> <td>1,501,800</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成26年度未収金</td> <td></td> <td></td> <td>1,387,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>6,397,300</td> <td>915,800 (486,100)</td> <td>6,382,800</td> </tr> </tbody> </table> | 強制徴収公債権 | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額(不納欠損額) | 平成26年度末未収金額 | 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 4,567,100 | 587,400 (486,100) | 3,493,600 | 平成25年度未収金 | 1,830,200 | 328,400 | 1,501,800 | 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 1,387,400 | 計 | | 6,397,300 | 915,800 (486,100) | 6,382,800 |
| 強制徴収公債権 | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額(不納欠損額) | 平成26年度末未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 4,567,100 | 587,400 (486,100) | 3,493,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成25年度未収金 | 1,830,200 | 328,400 | 1,501,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 1,387,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 6,397,300 | 915,800 (486,100) | 6,382,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活環境部 衛生環境研究所 | 特殊空調設備保全業務委託契約について、業務完了前に業務完了通知書を受領し、契約額全額を支出していた。 | <p>平成26年3月末日までの保守業務を含む委託契約であるにもかかわらず、担当者が当該契約の内容をよく理解せず、点検及び交換業務の完了のみをもって業務完了と誤認し、平成25年11月に契約額全額を支払ったこと、また、上司の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止に向けて、職員間で同一の認識を共有するとともに、当所で作成している委託業務等進捗管理表に明示して、進捗管理を徹底することとした。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----|-------------------|-------------|---|-------------|-----------------|------------|---|------------|------|-----------------|--|--|-----------|---|--|-------------|---|-------------|
| 生活環境部 住宅政策課 (住まいまちづくり課) | 雑入（県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金）について、依然として多額の未収金があった。 | <p>県営住宅の家賃滞納を理由として、県が入居者に対して県営住宅明渡し等請求訴訟を提起し、勝訴後に損害賠償金の支払いを求めるものである。滞納者は、県営住宅明渡し後、所在不明となる者も多く、また所在が判明している者も無資力に近く返済が困難な状況である。また債務者は家賃も滞納している場合が多く、まずは滞納家賃の返済に優先的に充当していることも原因である。</p> <p>平成 27 年 12 月から債権分類に基づくメリハリのついた債権管理を行っており、引き続き、以下の取組を徹底することにより、未収金の回収に努める。</p> <p>① 住所が判明している債務者に対しての損害賠償金等の支払請求 ② 債務者が死亡している場合の保証人への損害賠償金等の支払請求 ③ 債務者の住所が不明の場合の住所の把握 ④ 損害賠償金等の回収の弁護士事務所への委託</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収金状況一覧表 | | (単位：円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">私債権（貸付金以外）</th> <th>平成 25 年度末 未収金額</th> <th>平成 26 年度 回収額</th> <th>平成 26 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成 24 年度以前 未収金</td> <td>147,484,110</td> <td>0</td> <td>147,484,110</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度 未収金</td> <td>10,055,309</td> <td>0</td> <td>10,055,309</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成 26 年度 未収金</td> <td></td> <td></td> <td>2,556,945</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>157,539,419</td> <td>0</td> <td>160,096,364</td> </tr> </tbody> </table> | 私債権（貸付金以外） | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 | 平成 26 年度末 未収金額 | 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 147,484,110 | 0 | 147,484,110 | 平成 25 年度 未収金 | 10,055,309 | 0 | 10,055,309 | 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | | | 2,556,945 | 計 | | 157,539,419 | 0 | 160,096,364 |
| 私債権（貸付金以外） | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 | 平成 26 年度末 未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 147,484,110 | 0 | 147,484,110 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 25 年度 未収金 | 10,055,309 | 0 | 10,055,309 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | | | 2,556,945 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 157,539,419 | 0 | 160,096,364 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活環境部 東部生活環境事務所 | 県営住宅末恒第一団地 53 - 13 棟エレベータ保守点検業務委託契約について、債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結していた。 | <p>平成 24 年度予算で、平成 25 年度から 2 か年の債務負担行為を設定したが、エレベータ工事の工期延長により債務負担行為設定年度である平成 24 年度中に当該保守委託契約を締結できなかった。</p> <p>設定済の債務負担行為が平成 25 年度以降でも効力があると誤認し、平成 25 年度に 2 か年の複数年契約を締結したものである。</p> <p>再発防止に向けて債務負担行為が設定されている事業については、事前に事業担当の主査、副査及び上司が設定状況や執行状況を確認し、設定した期間内に執行できないことが見込まれる場合は、予算主務課等と協議して、所要の手続を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活環境部 東部生活環境事務所 | 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。 | <p>指摘のあった物品は、かなり以前に購入したものであり、不用となり、かつ、売り払うことが不適当な物品として廃棄したものと推測している。</p> <p>また、鳥取県物品事務取扱規則に基づく不用品決定・処分同等事務手続を失念していたものであり、指摘後速やかに不用品決定・処分伺書により、棄却処分した。</p> <p>再発防止に向けて所内課長会議において物品保管のあり方について共通認識を持つとともに、所属職員に対し物品保管する上での留意事項を周知徹底した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|-----------------------------------|---|---|
| 商工労働部 市場開拓課（販路拡大・輸出促進課） | ふるさと産業支援事業（新商品開発・販路開拓）補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。 | 県の担当者は、毎月1回程度補助事業者へ電話及びメールで督促を行ったが、補助事業者の担当者が度々海外出張しており、報告書の提出が遅れたものである。 再発防止のため、補助事業者に補助金の交付条件等を改めて説明した。 また、課内で、補助金及び委託業務の進捗状況を情報共有するため、平成26年7月から電子会議室で進捗管理表を活用して、チェック体制を強化した。 |
| 農林水産部 農業大学校 | 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。 | 毎年1回、物品保管主任は物品出納簿と現物を照合していたが、規則等への認識不足により、現物確認できなかった物品について、物品亡失の手続を行っていなかったことが原因である。また、屋外で使用する物品も多く、備品シールが剥がれ保管場所が不明になり、保管場所への返却がなされていなかったことも原因の一つである。 監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。 再発防止のため、今回の指摘内容について所属内で情報共有し、備品シールが剥がれている物品については、シールの上に透明シールを貼り剥がれにくくするとともに、日々の使用において保管場所等を確認し、適正に管理することを徹底した。 なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。 |
| 農林水産部 東部農林事務所 八頭事務所 | 間伐材搬出等事業費補助金について、誤った支出先に支出しているものがあった。 | 補助事業者は民間会社8社で構成される協会であり、補助事業者から予め受理していた振込依頼書の写しを支出仕訳書に添付する際、A木材のものとすべきところを同協会会員であるA工業のものと取り違えたこと、また、上司もチェックできなかったことが原因である。 誤払先であるA工業から、当所の振り込んだ補助金について内容照会があり、誤払いが判明、同日誤払先に返納について了解を得て、同月、誤払先に返納通知書を送付し、同月に全額の返還を受け、正当な支出先（A木材）に支出した。 再発防止のため、補助金の支払事務にあたり、個人を含めて全ての補助事業者に債権者登録の利用を推奨することとし、当該補助事業については、誤払いの相手方を含めた補助事業者全員が債権者登録済である。 また、全ての支払事務については、これまで以上に上司の厳格な審査を行っていく。 |
| 県土整備部 県土総務課 | 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。 | 規則等への認識不足により、平成20年度の物品照合時に物品の亡失が判明し、継続して調査することとしたが、その後の人事異動の際に引継がうまく行われず、物品の搜索及び物品亡失の手続を中断したまま放置していたことが原因である。 所在不明の物品のうち6点は所在を確認することができ、残り3点については、指摘後速やかに物品亡失の手続を行った。 再発防止のため、物品の所在を示した物品配置図を作 |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|----------------------------|--|---|
| | | <p>成して管理に活用するとともに、所属職員に対して物品の適正管理について注意喚起した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |
| <p>県土整備部 技術企画課</p> | <p>物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> | <p>規則等への認識不足及び物品出納簿と現物の照合が適切に行われておらず亡失物品の把握が不十分だったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のため、物品保管状況の確認は、必ず物品保管主任と上司との複数体制で行うこととともに所属職員に対して物品の適正管理について注意喚起した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |
| <p>県土整備部 空港港湾課</p> | <p>物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> | <p>人事異動や執務室の移動等の際に、所要の手続を経ることなく処分又は保管換えしたものと考えられるが、詳細不明により物品亡失の手続が行われていなかったこと及び規則等への認識不足が原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のため、所属職員に対して物品の処分等を行う際の事務処理の確実な実施など物品の適正管理について周知徹底した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |
| <p>県土整備部 鳥取県土整備事務所</p> | <p>物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> | <p>規則等への認識不足により物品管理が適切に行われていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のため、物品を適切に管理するとともに、その用に適さなくなり不用品処分が必要となった場合は適切な事務処理を行うこと、また定期的に物品出納簿と現物との照合を確実にし、万一所在不明の物品が判明した場合は、物品亡失の手続を行うことを所内で徹底した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |
| <p>県土整備部 鳥取港湾事務所</p> | <p>物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> | <p>規則等への認識不足及び物品出納簿と現物との照合が適切に行われておらず亡失物品の把握が不十分だったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。</p> <p>再発防止のため、物品保管状況の確認は、必ず物品保管主任と上司との複数体制で行うこととともに所属職員に対して物品の適正管理について注意喚起した。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|---|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-----|---------------|-------------|---|-------------|-------------|---|---|---|------|-------------|--|--|---|---|--|-------------|---|-------------|
| 県土整備部 河川課 | <p>雑入(河川法第 67 条による原因者負担金)について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> | <p>平成 25 年度末時点の未収金案件は 2 件であり、当該未収金は、法人 A の堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人 B の採石場の崩落による河川への PCB の流出に対するものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者（原因者）からの支払いが滞っているものである。</p> <p>改善策として、平成 25 年 1 月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に債権回収を行っている。</p> <p>各案件における対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件 1</p> <p>法人 A については、平成 19 年 5 月に会社が清算終了しており、債権回収は不能である。当該債権とは別に、旧役員に対し損害賠償を請求しており、旧役員 3 名中 1 名は自己破産、残る 2 名は年金生活者で、回収困難な状況であるが、平成 25 年 9 月に預金 2,313 円を差押え、債権を一部回収し、時効が中断した。</p> <p>引き続き納付の督促を行い、平成 27 年度には毎月 1,000 円～2,000 円ずつ納付され、計 16,000 円を回収した。</p> <p>案件 2</p> <p>法人 B については、会社が廃業状態であり、回収は極めて困難な状況である。</p> <p>平成 25 年度は、法人 B 社長宅を臨戸し、交渉した結果 10,000 円の納付があった。</p> <p>今後も引き続き納付の督促を行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収金状況一覧表 (単位：円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">強制徴収公債権</th> <th>平成 25 年度末未収金額</th> <th>平成 26 年度回収額</th> <th>平成 26 年度末未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成 24 年度以前未収金</td> <td>936,233,419</td> <td>0</td> <td>936,233,419</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度未収金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成 26 年度未収金</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>936,233,419</td> <td>0</td> <td>936,233,419</td> </tr> </tbody> </table> | 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末未収金額 | 平成 26 年度回収額 | 平成 26 年度末未収金額 | 過年度 | 平成 24 年度以前未収金 | 936,233,419 | 0 | 936,233,419 | 平成 25 年度未収金 | — | — | — | 指摘以降 | 平成 26 年度未収金 | | | — | 計 | | 936,233,419 | 0 | 936,233,419 |
| 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末未収金額 | 平成 26 年度回収額 | 平成 26 年度末未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成 24 年度以前未収金 | 936,233,419 | 0 | 936,233,419 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 25 年度未収金 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成 26 年度未収金 | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 936,233,419 | 0 | 936,233,419 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県土整備部 鳥取港湾事務所 | <p>小型船舶係留施設(ボートパーク)について、使用させているにもかかわらず、許可申請書の受理が遅延しているものがあつた。</p> | <p>継続係留の船舶については、年度が始まる前の 3 月中旬までに、許可申請書の提出を求めて、県の担当者が利用者に提出を指導したにもかかわらず、利用者からの申請書の提出が遅延したものである。</p> <p>再発防止のため、継続係留の船舶については、許可申請書の提出期限を早め、平成 27 年度は平成 27 年 2 月下旬とし、提出期限までに提出がなかった者に対して、3 月上旬より督促を行った。</p> <p>その結果、許可申請書の提出が 1 月以上遅延した者が約半数に減少した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|--------------------------|--|--|
| | | <p>また、申請書の提出がない船舶については、利用者に意向確認の上、早急なる撤去を求めていくこととし、平成26年度は4件の船舶撤去を行った。</p> |
| <p>中部総合事務所 福祉保健局</p> | <p>母子・寡婦福祉資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。</p> | <p>当該貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立を目的として貸付しているもので、当該貸付の約9割が子どもの修学に係る貸付金であり、近年の雇用環境の悪化から、卒業後就職できず、あるいは母の失業等のため、当該家庭の経済状況が改善されず、償還が滞りがちとなっているのが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金事務取扱要領を平成26年3月に改正し、債権分類を行い、適正に債権管理を行うこととした。</p> <p>未納者には、督促状に母子自立支援員等の書いた手紙を同封、電話及び訪問により督促している。また、平成26年度から1か月滞納となった者に対して、生活状況の把握及び償還指導を行うこととした。</p> <p>過年度分未納者には、通常の償還計画に加えて分割納付計画の提出を求め、ほぼ全ての者が分納に応じている。</p> <p>2か月に1回、支援（償還）会議を開催し、個々に応じた徴収方法の確認と滞納者への対応を協議している。</p> <p>さらに、分納に応じず、対応が困難な案件については、債権回収会社へ委託した。</p> <p>分納で滞りぎみの未納者及び完納のめどが立たない者には、連帯保証人への連絡を徹底するようにしている。</p> <p>新規に未収金が発生しないために、借主（母又は父）及び連帯借主（子）に対し、貸付時及び最終学年在学時には面接を行い、貸付期間中には在学証明書の提出依頼通知書に償還計画表を添付するとともに、据置期間中には借主及び連帯借主へ連絡を継続し、償還の意識づけを行っている。</p> |

| 私債権（貸付金） | | 平成25年度末 未収金額 | 平成26年度 回収額 | 平成26年度末 未収金額 |
|----------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 過年度 | 平成24年度以前 未収金 | 4,805,237 | 745,856 | 4,059,381 |
| | 平成25年度 未収金 | 1,235,575 | 382,024 | 853,551 |
| 指摘以降 | 平成26年度 未収金 | / | | 1,524,084 |
| 計 | | 6,040,812 | 1,127,880 | 6,437,016 |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|------------------|------------------------------------|--|
| 中部総合事務所 福祉保健局 | 雑入（保護費返還金徴収金）について、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該徴収金は、年金等の遡及受給や就労収入等の未申告により、生活保護費の返還金・徴収金が生じたものであり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活保護受給者や年金生活者等の生活困難者であるため、分割納付する者も多く、また、分割納付でも納付が困難であることが原因である。</p> <p>また、死亡者については、相続人と連絡のとれない者、相続放棄の意向のある者、戸籍及び住民票をそのままにした行方不明者もあり、回収が困難な状況である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、生活保護費返還金等債権管理マニュアルを平成26年3月に福祉保健課が作成し、債権管理及び整理の具体的な事務処理を盛り込んだ。</p> <p>従前からの未納者に対しては、滞納者の生計状況及び支払能力を勘案した分納額に減額見直しをした上で、履行契約書（確約書）を徴取し、不履行があれば速やかに電話、文書及び訪問により催告する等、組織を挙げて粘り強く未収金回収に取り組む。</p> <p>平成26年度は過年度未収金の回収目標額を300,000円に設定し、目標達成に向けて、平成27年1月から3月までを回収強化月間として重点的に取り組み、頻回訪問を行った。</p> <p>未納者が死亡した場合は、その相続人に対して納付勧奨を行っている。</p> <p>新たに未収金が発生しないための今後の対策としては、保護開始時及び開始後年1回、パンフレットにより適正な収入申告をするよう届出義務の内容を説明するほか、定例訪問時にも繰り返し説明し、不正受給をしない旨の確認書を徴収して、適正な収入申告の意識を高め、債権発生（不正受給）の防止を図る。</p> <p>このような取組の結果、平成26年度末未収金額は前年度末より減少した。</p> <p>また、平成26年度未収金発生額も前年度より減少した。</p> |

| 非強制徴収公債権 | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 (不納欠損額) | 平成26年度末未収金額 |
|----------|-------------|-------------|------------------------|-------------|
| 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 5,231,056 | 256,399 (1,024,227) | 3,950,430 |
| | 平成25年度未収金 | 1,228,096 | 5,000 | 1,223,096 |
| 指摘以降 | 平成26年度未収金 | / | | 919,400 |
| 計 | | 6,459,152 | 261,399 (1,024,227) | 6,092,926 |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------------|--|-----------|-------------|-----------|-------------|-----|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|------|-----------|--|--|---------|---|--|-----------|---------|-----------|
| 西部総合事務所 福祉保健局 | 雑入（保護費返還金徴収金）について、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該徴収金は、年金等の遡及受給や就労収入等の未申告により、生活保護費の返還金・徴収金が生じたものであり、滞納者は、既に返還対象額を費消しており、生活保護受給者や年金生活者等の生活困難者であるため、分割納付する者も多く、また、分割納付でも納付が困難であることが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、生活保護費返還金等債権管理マニュアルを平成26年3月に福祉保健課が作成し、債権管理及び整理の具体的な事務処理を盛り込んだ。</p> <p>また、平成26年度の過年度未収金の回収目標額を350,000円に設定し、平成26年12月から平成27年3月までを回収強化月間として重点的に取組み、559,350円を回収した。</p> <p>従前からの未納者に対しては、全債務者に対して滞納額等を知らせ、納入を呼びかけた。</p> <p>引き続き、現業員、係長、課長補佐及び課長による組織的な体制で、債務者と接触しやすい早朝の時間帯に訪問及び電話による納付勧奨を行うとともに、分担を決めて定期的に状況を確認し、未納者が死亡した場合は、その相続人に対して納付勧奨を継続しており、未納者の所在が不明となった場合は戸籍調査を行う等、計画的な分割納付等が継続するよう取り組んでいく。</p> <p>併せて、平成25年度から、未納者に自動送金の手続を行うようお願いし、安定した回収に繋げている。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、督促状発行とともに電話等による督促を行い、新たな滞納発生及び累積を防止し、可能な限り初期対応により時機を逃さず強力に進める。</p> <p>やむを得ず分割納付を認める場合でも、当該世帯の状況に応じ適切な分割計画となるよう配慮するとともに、当該債権が生活保護法第78条に基づく徴収金である場合には、同法第78条の2に基づき、支給する保護金品と調整する方法を積極的に活用する等間断ない納付指導に努めた。</p> <p>このような取組の結果、平成26年度末未収金額は前年度末より減少した。</p> <p>また、平成26年度未収金発生額も前年度より減少した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収金状況一覧表 (単位：円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">非強制徴収公債権</th> <th>平成25年度末未収金額</th> <th>平成26年度回収額</th> <th>平成26年度末未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成24年度以前未収金</td> <td>3,984,024</td> <td>470,150</td> <td>3,513,874</td> </tr> <tr> <td>平成25年度未収金</td> <td>2,406,106</td> <td>89,200</td> <td>2,316,906</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成26年度未収金</td> <td></td> <td></td> <td>502,243</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>6,390,130</td> <td>559,350</td> <td>6,333,023</td> </tr> </tbody> </table> | | 非強制徴収公債権 | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 | 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 3,984,024 | 470,150 | 3,513,874 | 平成25年度未収金 | 2,406,106 | 89,200 | 2,316,906 | 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 502,243 | 計 | | 6,390,130 | 559,350 | 6,333,023 |
| 非強制徴収公債権 | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 3,984,024 | 470,150 | 3,513,874 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成25年度未収金 | 2,406,106 | 89,200 | 2,316,906 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 502,243 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 6,390,130 | 559,350 | 6,333,023 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|--------------------------|------------------------------------|--|
| <p>中部総合事務所 生活環境局</p> | <p>家屋貸付料等について、依然として多額の未収金があった。</p> | <p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領について、平成25年4月に改正し、賃貸借契約解除通知の対象に「常習的な滞納者が3ヶ月以上滞納した場合」を追加し、早期の滞納整理を段階的に実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>また、従前からの未納者に対しては、引き続き、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納状況や訪問指導結果の状況を踏まえ、催告、納付指導、分割納付、契約解除及び訴訟などの手続を行うとともに、生活保護受給者には、住宅扶助代理納付制度の活用を推進する。</p> <p>具体的には、入居中の長期滞納者に対しては住宅の明渡し請求により納付を求め、誠意ある対応がない場合は訴訟により速やかに明渡しを求める。退居した滞納者及びその保証人に対しては文書催告を行い、必要に応じて分割納付を勧め、未収金の回収に努める。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、住まいまちづくり課が各総合事務所の債務を一括して、弁護士法人へ外部委託し、債権回収を進める。</p> <p>新規に発生した未納者に対しては、鳥取県住宅債権管理事務処理要領に基づき、滞納者の生活状況に応じて滞納の初期段階の納付指導及び各種助成制度の紹介等徹底し、新たな長期滞納者の発生を未然に防止する。</p> <p>以上の家賃の徴収については、団地を管理委託している市町とも協力しながら業務を進める。</p> <p>このような取組の結果、平成26年度末未収金額は前年度末より減少した。</p> <p>また、平成26年度未収金発生額も前年度より減少した。</p> |

未収金状況一覧表 (単位：円)

| 私債権（貸付金以外） | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 |
|------------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 2,745,725 | 435,002 | 2,310,723 |
| | 平成25年度未収金 | 1,914,458 | 1,522,951 | 391,507 |
| 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 1,758,366 |
| 計 | | 4,660,183 | 1,957,953 | 4,460,596 |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--|------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----|-------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----------|--|--|-----------|---|--|------------|-----------|------------|
| 西部総合事務所 生活環境局 | 家屋貸付料等について、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該貸付料は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するために設置されている県営住宅の家賃等であり、低所得者として県営住宅に入居されるため支払能力に乏しいことから、全体として多額の未収金が発生していることが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、鳥取県営住宅家賃等債権管理事務取扱要領を平成25年4月に改正し、賃貸借契約解除通知の対象に「常習的な滞納者が3ヶ月以上滞納した場合」等を追加し、早期の滞納整理を段階的に実施し、慢性的な未収金の回収対策を講じた。</p> <p>従前からの未納者に対しては、家賃納付指導員の戸別訪問等による納付指導や文書催告等を行っているが、早い段階から行うことにより、未納の長期化や常態化を防止し、誠意ある対応がなされない者に対しては、要領に従い早い段階から契約解除及び訴訟などの手続を行った。</p> <p>また、各種助成制度が滞納解消に有効な者に対しては制度の紹介を行い生活保護受給者については、住宅扶助代理納付制度の活用を推進した。</p> <p>さらに、退居した滞納者に対しては、住まいまちづくり課をとおして、弁護士法人へ外部委託し、債権回収を図るとともに、新たに退居する滞納者については、退居する際に未収金を計画的に返済するよう誓約書の提出を求め、その旨を退居滞納者の保証人にも通知することにした。</p> <p>このような取組の結果、平成26年度未収金発生額は前年度より減少した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>未収金状況一覧表 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">私債権（貸付金以外）</th> <th>平成25年度末未収金額</th> <th>平成26年度回収額</th> <th>平成26年度末未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成24年度以前未収金</td> <td>22,159,417</td> <td>1,135,928</td> <td>21,023,489</td> </tr> <tr> <td>平成25年度未収金</td> <td>6,957,855</td> <td>3,841,965</td> <td>3,115,890</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成26年度未収金</td> <td></td> <td></td> <td>6,777,979</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>29,117,272</td> <td>4,977,893</td> <td>30,917,358</td> </tr> </tbody> </table> | 私債権（貸付金以外） | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 | 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 22,159,417 | 1,135,928 | 21,023,489 | 平成25年度未収金 | 6,957,855 | 3,841,965 | 3,115,890 | 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 6,777,979 | 計 | | 29,117,272 | 4,977,893 | 30,917,358 |
| 私債権（貸付金以外） | | 平成25年度末未収金額 | 平成26年度回収額 | 平成26年度末未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成24年度以前未収金 | 22,159,417 | 1,135,928 | 21,023,489 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成25年度未収金 | 6,957,855 | 3,841,965 | 3,115,890 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成26年度未収金 | | | 6,777,979 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 29,117,272 | 4,977,893 | 30,917,358 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部総合事務所 農林局 | 就農応援交付金について、交付申請に係る通知を行っておらず、交付申請書の受理が遅延していた。 | <p>交付申請時期については、「知事が別に定める日」として要綱に規定していたが、交付申請に係る通知を行わず、事業着手前の申請ではなく着手後の事後申請となっていたものである。</p> <p>平成26年9月から、適正な時期に通知を行い、交付申請書を受理した。</p> <p>再発防止のため、平成26年9月から、進捗管理表を活用し、担当者だけでなく上司も補助金業務の進捗状況の確認を行うことを徹底した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|-----|-----------------|-----------|-----------|---|---------------|-----------|-----------|-----------|------|---------------|---|---|-----------|---|--|------------|-----------|------------|
| 西部総合事務所 農林局 | 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金について、依然として多額の未収金があった。 | <p>国営大山山麓土地改良事業負担金を2つの土地改良区が滞納しており、土地改良区の組織が脆弱であること、経営の苦しい農家からの償還が滞っていること、死亡した組合員の相続手続ができていない等の理由から、土地改良区には県に負担金を納付するための原資がないのが原因である。</p> <p>平成25年度末時点の未収金案件（土地改良区）は大山畑地土地改良区及び米子市伯仙土地改良区の2件で、各対応状況等は次のとおりである。</p> <p>案件1（大山畑地土地改良区） 県は、平成27年4月及び平成28年5月に、個々の滞納状況について事務局への聞き取りを行い、未収金の回収に向けた今後の処理方針を指導した。 平成27年度、改良区は、督促状の送付、理事長による納付交渉などを行い、計3,036,973円が回収された。 これにより、2名の滞納負担金が完納となり、平成28年5月現在、滞納者が8名となった。</p> <p>案件2（米子市伯仙土地改良区） 県は、平成27年4月及び平成28年5月に、個々の滞納状況について事務局への聞き取りを行い、未収金回収に向けた今後の処理方針を指導した。平成28年5月現在、滞納者2名。うち1名の滞納処分に向けて財産を調査中、他の1名は死亡による相続人調査が難航しており、調査の再開を指導した。 平成27年度、改良区は、債権差押を実施、理事長等による訪問交渉等を行い、計168,994円が回収された。</p> <p>なお、当該農地負担金については、平成26年度で負担金の調定が完了したため、今後滞納額は増加しない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">強制徴収公債権</th> <th>平成25年度末 未収金額</th> <th>平成26年度 回収額</th> <th>平成26年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">過年度</td> <td style="text-align: center;">平成24年度以前 未収金</td> <td style="text-align: right;">7,783,398</td> <td style="text-align: right;">7,783,398</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成25年度 未収金</td> <td style="text-align: right;">6,393,523</td> <td style="text-align: right;">1,173,574</td> <td style="text-align: right;">5,219,949</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指摘以降</td> <td style="text-align: center;">平成26年度 未収金</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">6,393,561</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">14,176,921</td> <td style="text-align: right;">8,956,972</td> <td style="text-align: right;">11,613,510</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> | | | 強制徴収公債権 | | 平成25年度末 未収金額 | 平成26年度 回収額 | 平成26年度末 未収金額 | 過年度 | 平成24年度以前 未収金 | 7,783,398 | 7,783,398 | 0 | 平成25年度 未収金 | 6,393,523 | 1,173,574 | 5,219,949 | 指摘以降 | 平成26年度 未収金 | / | / | 6,393,561 | 計 | | 14,176,921 | 8,956,972 | 11,613,510 |
| 強制徴収公債権 | | 平成25年度末 未収金額 | 平成26年度 回収額 | 平成26年度末 未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成24年度以前 未収金 | 7,783,398 | 7,783,398 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成25年度 未収金 | 6,393,523 | 1,173,574 | 5,219,949 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成26年度 未収金 | / | / | 6,393,561 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 14,176,921 | 8,956,972 | 11,613,510 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西部総合事務所 農林局 | 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金の延滞金について、依然として多額の未収金があった。 | <p>当該延滞金は、各年度の国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金の未収金が完納となる都度、発生するものである。</p> <p>まずは、農地費負担金の完納を目指し、その後当該延滞金についても農地費負担金と同様に処理を進めていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|-----------------|-------------------|--|----------|--|--------|--|--|---------|--|-------------------|-----------------|-------------------|-----|-------------------|-----------|---|-----------|-----------------|-----------|---|-----------|------|-----------------|---|---|-----------|---|--|-----------|---|-----------|
| | | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="555 210 874 239">未収金状況一覧表</th> <th colspan="3" data-bbox="1337 210 1485 239">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="619 255 810 293">強制徴収公債権</th> <th data-bbox="895 255 1082 309">平成 25 年度末 未収金額</th> <th data-bbox="1114 255 1262 309">平成 26 年度 回収額</th> <th data-bbox="1326 255 1474 309">平成 26 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 315 639 421" rowspan="2">過年度</td> <td data-bbox="655 315 863 369">平成 24 年度以前 未収金</td> <td data-bbox="954 331 1070 360">5,001,530</td> <td data-bbox="1273 331 1278 360">0</td> <td data-bbox="1353 331 1469 360">5,001,530</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 369 863 421">平成 25 年度 未収金</td> <td data-bbox="954 385 1070 414">1,587,180</td> <td data-bbox="1273 385 1278 414">0</td> <td data-bbox="1353 385 1469 414">1,587,180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 421 639 474">指摘以降</td> <td data-bbox="655 421 863 474">平成 26 年度 未収金</td> <td data-bbox="879 421 1082 474" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1098 421 1278 474" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1353 421 1469 450">1,385,830</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="703 474 863 504">計</td> <td data-bbox="954 474 1070 504">6,588,710</td> <td data-bbox="1273 474 1278 504">0</td> <td data-bbox="1353 474 1469 504">7,974,540</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 未収金状況一覧表 | | (単位：円) | | | 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 | 平成 26 年度末 未収金額 | 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 5,001,530 | 0 | 5,001,530 | 平成 25 年度 未収金 | 1,587,180 | 0 | 1,587,180 | 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 1,385,830 | 計 | | 6,588,710 | 0 | 7,974,540 |
| 未収金状況一覧表 | | (単位：円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 強制徴収公債権 | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 | 平成 26 年度末 未収金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 5,001,530 | 0 | 5,001,530 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 25 年度 未収金 | 1,587,180 | 0 | 1,587,180 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 1,385,830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 6,588,710 | 0 | 7,974,540 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計管理者 庶務集中局 | 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。 | <p>平成 25 年度に物品出納簿と現物が照合しなかった物品について、物品保管主任から所属長に報告があったものの、過去に所在不明の物品が発見されている例があったことから、所属長が今後も物品の所在を探し続けていく方針としたため、亡失の判断が遅れた。このように所属長と担当者に認識不足があり、迅速な対応ができなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、速やかに物品亡失の手続を行った。再発防止のため、今後同様の事態が生じた場合、速やかな原因の調査を行うとともに、鳥取県物品事務取扱規則に基づく迅速な方針決定を行う等、所属内で適正な運用の徹底を図った。</p> <p>なお、物品照合に係る検査票の様式の改正を行うなど全庁的な物品管理の適正化に向けた取組を行った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業局 | 鳥取地区工業用水道の設置に伴う千代川流域の漁業の被害補償金外 4 件について、債務負担行為を設定すべきところを設定していなかった。 | <p>建設当初から現在に至るまで、5 年ごとに補償額及び支払方法等について規定した覚書等（直近は平成 24 年度から平成 28 年度まで）を取り交わしているが、法的拘束力はないものと認識し、債務負担行為を設定せず、単年度ごとに補償金を支払っていたものである。</p> <p>再発防止のため、平成 27 年 4 月の企業局課所長会議等において、債務負担行為の設定条件等予算事項について適切な事務処理を行うよう周知徹底した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業局 | 企業局財務会計システム構築及び賃貸借並びに保守委託契約について、予定価格を決定していなかった。 | <p>プロポーザル方式による契約について、県の担当者が、予定価格の設定及び予定価格調書の作成の必要性について認識がなかったこと及び上司も確認不足であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成 27 年 4 月の企業局課所長会議等において、プロポーザル方式を含め、契約行為全般について予定価格の設定及び予定価格調書の必要性を周知徹底した。</p> <p>また、調達公告（電子入札を除く）の電子決裁時は、予定価格調書など必要書類の作成日（決裁日）等を記載し、予定価格が設定されていることのチェックを確実にを行うようチェック機能を強化した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|--------------|--|---|
| 企業局 | 源泉徴収金額等に係る預かり金について、経緯等が不明なまま保管しているものがあった。 | <p>預り金の残高を照合した結果、経緯等が不明で内容の確認ができなかった預り金を、そのまま保管していたものである。</p> <p>このうち 9,965 円は、雇用保険料の労働者負担分である。雇用保険料は事業主負担分と労働者負担分を合算して正しく納付済であるが、支払科目の間違いによるものであることを解明したため、平成 27 年 12 月に雑収入として処理した。</p> <p>また、解明できなかった 101,820 円は、専門家の意見も踏まえ、10 年以上経過し、かつ、第三者からの請求がないと見込まれる不明金は、雑入処理を行う方針を策定し、平成 27 年 12 月に雑収入として処理した。</p> <p>再発防止のため、平成 27 年 4 月の企業局課所長会議等で適切な事務処理を周知徹底し、支払事務処理の起案及び審査段階で、預り金整理簿で預かった金額と税務署等に納付する金額を照合し、不明な残額及び事務処理上の誤りがないか、担当内の複数名で確認する等のチェックを行っている。</p> |
| 企業局 東部事務所 | 公用車の損傷事故について、知事への報告が遅延していた。 | <p>事故当事者及び上司とも、公用車の修繕を急ぐあまり、知事への報告を失念していたものである。</p> <p>平成 25 年 8 月及び 9 月の損傷事故について、平成 26 年 3 月に報告した。</p> <p>再発防止のため、平成 26 年 6 月に、企業局東部事務所の会計担当職員を対象とした研修会を実施し、平成 27 年 4 月の企業局課所長会議等で適切な事務処理を周知徹底した。</p> |
| 病院局 中央病院 | 電子カルテシンクライアントシステム保守管理業務委託契約について、債務負担行為を設定していたにもかかわらず、5 年間の契約とすべきところを分割して単年度契約と 4 年間の契約を締結していた。 | <p>県の担当者が債務負担行為の設定年度及び効力についての認識がなかったこと及び上司も確認を怠ったことが原因である。</p> <p>5 年間の契約を行うべきところを、1 年目の業務内容が 2 年目以降の業務内容に一部業務を付加した内容であったため、単年度契約と平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の契約に分割していたものである。</p> <p>再発防止のため、平成 26 年 9 月に、病院局全体で会計ヘルプデスクの職員を講師とした勉強会を開催し、適切な事務処理について再確認を行った。</p> <p>また、平成 27 年 11 月に、中央病院独自で作成しているチェックリストに債務負担行為に関するチェック項目を追加した。</p> |
| 病院局 厚生病院 | 人工呼吸器に係る物品修繕契約外 1 件について、契約締結の事務手続が遅延し、事実と異なる契約期間の契約を締結していた。 | <p>製造メーカーの代理店である納入業者からの点検の申出を受け、契約締結前に現場が点検業務を実施させた。その後、事務局が実際の点検業務実施期間と異なる期間の契約を締結していたものであり、現場と事務局との連絡確認不足が原因である。</p> <p>再発防止のため、修繕の必要の都度、遅滞なく事務局へ修繕伝票を提出するよう、平成 26 年 12 月に関係部署に文書で周知した。</p> |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|---------------------------------|--|--|
| | | <p>また、平成 26 年 12 月に修繕処理に係る業務フローを作成し、現場責任者を集めた会議で周知徹底した。</p> |
| <p>教育委員会 特別支援教育課</p> | <p>平成 25 年度全国・中国研究大会等開催費補助金について、交付決定が遅延していた。</p> | <p>県の担当者が申請書を受理していたにもかかわらず、交付決定の手続を失念していたこと及び所属内での進行管理が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、補助金事務の進行管理のため、各補助金の内示日、交付申請日、交付決定日、実績報告日及び額の確定日等のリストを作成し、課のデータベースで進行管理及び情報共有するとともに、補助金事務の主査及び副査間で相互に確認精査し、さらに上司も確認することとした。</p> <p>また、補助金事務に限らず、所属内の業務全般についても、担当者の失念を防止するため、毎週月曜日の係長会議において事務処理の進捗を確認している。</p> |
| <p>教育委員会 博物館</p> | <p>県立博物館消防設備点検委託契約について、債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結していた。</p> | <p>県立博物館消防設備点検委託契約については、平成 24 年度予算において平成 25 年度から平成 26 年度までの債務負担行為を設定したが、平成 24 年度中に契約をせず、平成 25 年 11 月に平成 27 年 3 月末までの契約を締結していたものである。</p> <p>業務の進行管理を担当者のみに任せ、所属内で進行管理しなかったこと及び平成 24 年度予算で設定した債務負担行為が平成 25 年度の契約締結でも効力があると誤認したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、債務負担行為の設定年度及び期間等の考え方について、毎年度、組織内で情報共有を行い、担当者間で引継ぎするとともに、業務の進行管理を、直接の担当職員だけでなく、関係する他の職員及び上司も行うこととし、組織としてのチェックを徹底している。</p> |
| <p>教育委員会 人権教育課</p> | <p>育英奨学資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。</p> | <p>当該貸付金は、経済的理由により高校及び大学への修学が困難な者に対して、奨学金を貸与するもので、奨学生の返還意識の不足等により、未収金が発生しているのが原因である。</p> <p>改善策として、鳥取県債権管理マニュアルに基づき、鳥取県育英奨学資金事務取扱マニュアルを平成 26 年 3 月に改正し、未納者に対する催告状の発送基準及び債権回収の外部委託の基準を盛り込み、さらに平成 27 年 3 月の改正により、債権分類による区分に応じた債権回収に取り組むことを規定した。</p> <p>また、未納になり始めた早い段階での納付交渉が効果的であるため、平成 25 年度及び平成 28 年度にそれぞれ非常勤職員を 1 名ずつ増員し、督促状の発送とともに電話督促を早期に行い、未収金発生予防に力を入れている。</p> <p>従前からの未収金対策としては、電話督促や戸別訪問による返還交渉を行い、状況によっては分割納付に応じる等柔軟に対応し、返還を促している。</p> <p>それでも返還が進まない者については、債権回収会社へ委託したり、悪質な場合には法的措置を行うなど、厳正な対応を行っている。平成 26 年度から委託の件数及び</p> |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 | | |
|----------------------------|---------------------------------------|--|----------------------------|-------------------|
| | | <p>金額を大幅に増やし対応を強化している。</p> <p>催告状や法的措置予告文書等は、本人だけではなく、保証人にも送付し、滞納状況を認識させ、返還を求めている。</p> <p>なお、平成26年度末未収金発生額が平成25年度と比較し減少していないのは、新規返還者の発生に伴う債務者の増加により、現年度調定額が増加したことによるものである。</p> | | |
| 未収金状況一覧表 (単位：円) | | | | |
| 私債権（貸付金） | | 平成 25 年度末 未収金額 | 平成 26 年度 回収額 (不納欠損額) | 平成 26 年度末 未収金額 |
| 過年度 | 平成 24 年度以前 未収金 | 62, 073, 640 | 14, 869, 200 (16, 000) | 47, 188, 440 |
| | 平成 25 年度 未収金 | 30, 559, 482 | 7, 061, 449 | 23, 498, 033 |
| 指摘以降 | 平成 26 年度 未収金 | / | / | 37, 165, 310 |
| 計 | | 92, 633, 122 | 21, 930, 649 (16, 000) | 107, 851, 783 |
| 教育委員会 鳥取中央育英高等学校 | 雑入（入寮生電気代及び自動販売機電気代）について、調定金額に誤りがあった。 | <p>入寮生の電気代について、電気料金から基本料金のみ控除したものを均等割し、調定すべきところを、燃料費調整額及び再エネ発電賦課金等も控除し、調定していた。</p> <p>また、自動販売機の電気代については、従量電灯Bで稼働している自動販売機を低圧電力で稼働していると勘違いし、調定していた。</p> <p>いずれも、担当者及び上司の確認不足が原因である。</p> <p>誤りのあった金額については、入寮生及び自動販売機設置業者に説明の上、不足額を追加調定し、平成26年3月に収納した。</p> <p>再発防止のため、電気料金についての理解を深め、疑問がある場合には電力会社に問合せ等して事務手続を行うとともに、他の職員及び上司が再確認し組織としてのチェックを徹底することとした。</p> <p>さらに、平成26年12月分から、収入調書に添付の電気代徴収明細書に請求書照合済の欄を設けて、他の職員及び上司が確認したことを明確にした。</p> | | |
| 教育委員会 米子養護学校 | 学校給食について、誤発注をしていた。 | <p>学校行事の振替休業日である平成25年10月7日（月）は、学校給食は必要ないにもかかわらず誤発注していたため、一般財団法人米子市学校給食会から給食が配送され、配送された給食は、米子市学校給食会に依頼してすべて廃棄処分した。</p> <p>担当者が、給食実施予定表を作成する際、確認不足であったこと及び上司のチェックが十分でなかったことが原因である。</p> <p>学校給食については、県が米子市に調理業務を委託しており、給食材料費以外の経費を県費（委託費）で、給食材料費は県費外（生徒、職員）で負担することとなっているが、当該給食材料費については、平成25年12月に県で全額支出した。</p> | | |

| 機関名 | 指摘事項 | 講じた措置 |
|-----|------|---|
| | | <p>再発防止のため、担当者は学校行事予定を十分把握して、変更する必要がある日にはマーカーを入れ、給食実施予定表を作成している。</p> <p>また、各学部からの食数報告締切を1日早め、余裕を持って給食実施予定表を作成するとともに、学校行事予定表を添付して、他の職員及び上司が再確認しやすくし、組織としてのチェックを徹底している。</p> |

2 意見

| 意見 | 講じた措置 |
|---|--|
| <p>1 地域振興部（元気づくり総本部） 男女共同参画センターの啓発事業について （男女共同参画推進課（女性活躍推進課））</p> <p>男女共同参画センターでは、男女共同参画への理解を広げるため、「共同参画時代の自分磨きセミナー」を実施しているが、参加者は決して多くないのが現状である。</p> <p>男女共同参画社会を実現するためには広く県民の理解を得ることが重要であり、そのためにセミナーのような啓発の機会を設けることは続けていくべきと思われるが、実施されたセミナーの多くで生活に身近なテーマを取り上げていながら参加者が少ないことについては、テーマとターゲット層の設定、それに応じた手法や開催時期、会場の設定などのほか、広報の仕方など、工夫すべき課題があると思われる。</p> <p>ついては、男女共同参画センターにおいて実施する啓発事業について、男女共同参画への理解を幅広く県民に浸透させるため、県民の関心やニーズなどを基に効果的な実施方法等を検討されたい。</p> | <p>男女共同参画推進に関する啓発事業については、民間委員で構成する男女共同参画センター運営協議会により、内容、参加状況を評価し、次年度のテーマ設定に反映させているところであり、ターゲット層の設定、開催時期、広報の仕方等についても同協議会の意見等を聞きながら取り組むこととした。</p> <p>平成27年度は、特に参加者が少なかった男性向け講座を改革し、企業内研修として男性の家事・育児・介護等に取り組んでいただくイクメン・ケアメン養成セミナー支援事業を新たに実施。平成27年6月に県内企業が開催する職員向け研修へ、平成28年3月には県内の団体が開催する構成員向け研修へそれぞれ講師を派遣した。（参加者延べ81名）</p> <p>また、新たに、講座のテーマが偏らないよう県の重点施策を踏まえたテーマを取り上げて、民間団体と男女共同参画センターが連携して企画実施する指定講座を行うこととした。</p> <p>平成27年度は、「物事を決める場面への男女の参画」を重点テーマに設定し、平成27年7月に自分磨きセミナー指定講座「女性が輝くをアタリ前に」（参加者69名）を、同年10月に人材育成協働事業指定講座「女性の参画が地域の未来を決める」（参加者85名）を開催した。</p> <p>その他、若い親や子ども連れの方が参加しやすいように、託児付きの講座を積極的に企画していく。</p> |
| <p>2 文化観光局（地域振興部） アーティストリゾート推進事業について （文化政策課）</p> <p>本県の文化芸術のレベルアップや地域の魅力向上を図るため、国内外の芸術家を県内の文化芸術団体やNPO法人が受け入れ、協働して作品制作を行うこと等を通じて、アーティストが活動しやすい環境（アーティストリゾート）づくりを推進するため各種の事業を行っている。</p> <p>その中で先進的取組への支援として、文</p> | <p>「鳥の劇場」の活動を幅広く県民に知っていただき、県民の鑑賞機会を拡大するため、「鳥の劇場」に対して、拠点以外での公演活動を働きかけるとともに、平成27年度当初予算「アーティストリゾート・地域モデル創成事業」で「鳥の劇場」に対する支援経費を計上し、平成28年1月から2月にかけて拠点以外の県東部（鳥取市文化ホール）、中部（カウベルホール）及び西部（さなめホール）の3地区において開催した。</p> |

| 意 見 | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>化庁の「H25・劇場・音楽堂等活性化事業」に認定されるなど全国的にも評価の高い「鹿野・鳥の劇場」が「劇団付き劇場」として、地域の活性化の拠点として定着するよう県として支援を行っているところである。</p> <p>こうした高い評価を得ている「鳥の劇場」の県内での上演については、より多くの県民に鑑賞されることが望ましいと思うが、現状では、開催期間が限定され、開催場所もその活動拠点である鳥取市鹿野町内に限られるなど、県民の鑑賞機会も限定的になっている。</p> <p>については、広く県民に高いレベルの文化芸術活動に触れてもらうため、「鳥の劇場」の県内での上演回数や開催時期を見直し、拠点以外での活動支援を行うなど、県民の鑑賞機会を増やすための方策を検討されたい。</p> | <p>今後も、地域や関係者等の理解を得ながら、「鳥の劇場」による舞台公演の範囲の拡大、ワークショップなどアウトリーチ（拠点以外での）活動の広範な展開を働きかけ、広く県民が「鳥の劇場」の上質な文化芸術活動を鑑賞し楽しむことができるよう、引き続き支援を行っていく。</p> <p>また、平成28年度には、「鳥の劇場」を中心に日本・中国・韓国の演劇人による国際的演劇祭「BeSeTo 演劇祭2016」が開催され、9月から10月にかけて東部、中部及び西部の各地域において演劇公演が行われる予定である。高校生を対象としたプログラムや海外アーティストの滞在制作事業なども企画されており、県民が広く国際的な質の高い最先端の舞台芸術作品に触れ、文化芸術の幅や奥行きを感じる機会を提供するものであるため、これらの開催についても支援を行っていく。</p> |
| <p>3 福祉保健部</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業について（福祉保健課）</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成27年度施行）により生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体（県・市町村）を事業主体として、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うこと等を目的とする事業（生活困窮者自立支援事業）が平成27年度からスタートする。</p> <p>これに先立ち、平成25年11月から、県において法施行までに本事業のノウハウを蓄積し、事業の仕組みを検証をするための国のモデル事業を、市町村での事業参加の意向がなかったことから、県社会福祉協議会に委託し、必要な人員を確保し相談支援業務などを実施している。</p> <p>平成27年度の本格実施に向けては、医療、介護、就労支援等が絡む複雑な事案対応なども含め、現在実施されているモデル事業で得られたノウハウなどを、本事業の実施主体となる市町村が活用できる仕組みが必要である。</p> <p>については、県はモデル事業の検証を行うとともに、生活困窮者自立支援事業が市町村において円滑に行えるような仕組みを早急に構築されたい。</p> | <p>平成27年4月からの各市町村の事業実施にあたり、平成26年度中から県社協と連携してセミナーや研修会、説明会等を開催し、事業実施準備のサポートを行った。平成27年度当初には、各市町村に生活困窮者支援を担う相談窓口が設置され、円滑なスタートを図ることができた。</p> <p>また、モデル事業を基に、①県が管轄する三朝町・大山町における生活困窮者支援体制のあり方、②県全体の生活困窮者支援推進のあり方について検証を行った。</p> <p>①の検証の結果、地域事情や地域特性を活かし、生活困窮者がSOSを発信しやすい住民に身近な相談体制を整備する必要があることや、相談支援には、福祉や労働、医療等のさまざまな関係機関との連携等のノウハウが必要であることから、三朝町・大山町においては、住民に身近で地域福祉の担い手である町社協と、モデル事業実施実績のある県社協が一体となって実施する体制を整備した。</p> <p>【三朝町・大山町における支援体制】</p> <p>委 託：鳥取県生活困窮者自立支援協議会（県社協、三朝町・大山町社協）</p> <p>実施事業：自立相談支援事業（三朝町・大山町） 就労準備支援事業・学習支援事業（大山町）</p> <p>②の検証の結果、法施行後の各市町村の相談支援体制のサポートや人材育成、さまざまな関係機関との連携のためのネットワーク構築や不足している地域資源の開拓といった課題について、支援員等の人材育成や広域的ネットワーク構築、各市町村への相談・助言、新たな地域資源の開拓・開発に取り組む体制を整備するため、モデル事業実績を活かして、県内全域を対象とした「生活困窮者支援制度の促</p> |

| 意 見 | 講じた措置 |
|--|---|
| | <p>進に資するバックアップ事業」を新たに県社協に委託した。</p> <p>【バックアップ事業実績】（平成 27 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話や訪問、メール等による各市町村の生活困窮者自立支援機関に対する相談・助言（随時） ○研修会・セミナー等 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業従事者養成伝達研修等（6回） ○生活困窮者自立支援制度担当者連絡会議（主に圏域別に開催） ○平成 27 年度生活困窮者自立支援推進会議（圏域別に開催） ○就労訓練事業所の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・制度周知、働きかけやアンケート実施 |
| <p>（２）児童相談所の業務体制等について（青少年・家庭課）</p> <p>児童相談は、近年、複雑多様化してきており、なかでも児童に重大な影響を及ぼす虐待に関する事例が増加してきている。</p> <p>児童福祉法では、児童相談の第一義的な窓口は市町村となっているが、実態としては、住民が直接、児童相談所へ相談されるケースが多い。本県では市町村ごとに要保護児童対策地域協議会を設け、市町村、県、医療機関、学校、警察等が連携を取っており、その機能強化のためには市町村が大きな役割を果たすが、研修や情報共有などにより更なる充実を図っていく必要がある。</p> <p>一方、児童相談所においては、緊急通告などへの24時間対応に加え、保護者の同意が得られない児童措置費負担金の未収金などへの徴収対応など、時間外勤務も含め職員への負担もかなり生じているように見受けられた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成25年度に中央児童相談所、平成26年度には中央児童相談所と米子児童相談所で職員の増員が行われ、職員の負担はある程度軽減されているが、依然として、中央児童相談所において、1か月の一人当たり時間外勤務時間数が平均約37時間と多い状況となっている。</p> <p>ついては、県は、市町村に対し、児童相談所の相談対応の現状についての一層の理解と児童相談体制の強化を働きかけるとともに、児童相談所の体制の充実についても引き続き努められたい。</p> | <p>市町村の児童相談体制強化については、児童相談所との連携体制を強化し、市町村要保護児童対策地域協議会との更なる充実を図っていく必要がある。</p> <p>そのため、県福祉保健部と市町村との意見交換会等機会を捉えて、市町村における取組強化を働きかけるとともに、以下のような具体的取組を継続して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当職員等のスキルアップ研修（児童福祉司任用資格認定研修等）の実施 ・圏域毎の事例検討会の実施 ・児童相談所と市町村との緊密なケースの進捗管理 ・救急指定医療機関等との連携会議の実施 ・個別ケース検討会議の充実 <p>また、平成 27 年 5 月の意見交換会では、倉吉市で発生した乳児死亡事案を踏まえ、児童虐待防止に向けて取組の強化、児童相談所との連携を依頼した。</p> <p>児童相談所の体制の充実については、平成 27 年度、米子児童相談所の一時保護体制を強化するため、非常勤職員を 1 名増員した。</p> <p>なお、平成 26 年度に平成 25 年度の虐待件数の増加に伴い、平成 26 年度限定で中央児童相談所に増員した 1 名については、平成 27 年度以降も継続配置している。</p> |

| 意見 | 講じた措置 |
|---|--|
| <p>4 文化観光局（観光交流局）、商工労働部及び県土整備部 鳥取港の利活用促進について（観光政策課（観光戦略課）、経済産業総室（通商物流課）及び空港港湾課）</p> <p>鳥取港では、現在行われている防波堤等の施設整備が平成27年度で完了し、懸案であった静穏度の確保にも一応の目処は立つこととなる。</p> <p>鳥取港の利用の実態を見ると、貨物取扱量は、内貿は比較的順調に伸びているが、外貿は低調であり、また、県内一の規模を有する鳥取港ボートパークの利用状況は、旧ボートパーク（賀露ボートパーク）は利用率が90%を上回っているものの、新ボートパーク（千代ボートパーク）は50%程度となっている。</p> <p>一方、周辺環境は、近年、鳥取自動車道の開通、マリニピア賀露の整備など、物流・観光面において好条件が整いつつあり、また、9月には山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定されたところであり、鳥取～隠岐ジオパーククルーズ船などのレジャー面の活用も行われ、地域活性化に資する資源としての鳥取港のポテンシャルは高まっている。</p> <p>現在、官民連携した鳥取港振興会（事務局 県空港港湾課内）においてポートセールスやクルーズ船誘致の活動が行われ、一定の効果は現れてきているものと考え、利活用推進に当たっては、港湾部局以外の視点も取り入れ、より幅広く総合的な観点でハード・ソフト両面の連携した取組が必要なものと考えられる。</p> <p>については、県東部の産業・観光の基盤としての鳥取港の更なる利活用促進を図るため、これまでの取組と課題の点検・検証を行うとともに、関係機関と連携を更に密にし、港湾機能の整備も含め、物流・観光・レジャーなど総合的な視点で利活用促進策を検討されたい。</p> | <p>鳥取港の利用促進に向けて、空港港湾課では、通商物流課及び観光戦略課等と連携して、港湾利用事業者への貿易関連情報の提供、客船の受入れ及び誘致など、個別事案への取組及び対応等を行っており、引き続き、関係各課等との連携及び協力を密にし、港湾利用への需要に対して素早く対応していく。</p> <p>また、鳥取港を取り巻く環境や利用者ニーズ等を踏まえ、特に物流（貨物量拡大）・観光（客船誘致）・レジャー（ボートパーク利用促進）に関する情報交換を行うため、平成27年6月に鳥取港利用促進庁内連絡会議を開催し、鳥取港の利便性向上と利用促進に向けて必要な取組を検討及び実施していくこととした。</p> <p>鳥取港利用促進庁内連絡会議等での意見及び港湾利用者の要望等を踏まえ、次のとおり平成28年度当初予算で予算計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取港利活用促進検討事業（新規事業） 現状分析、課題検証及び利活用方策検討のための経費を新たに計上した。 ・鳥取港ボートパーク管理運営費（拡充） ボートパーク利用率向上のため、ボートパークでの水上バイク利用試行に要する経費を新たに計上した。 ・鳥取港振興対策事業（拡充） 鳥取港での輸出入に係る港湾荷役経費について、平成27年度は1回限りの支援としていたが、平成28年度は年度内の輸出入について最大4回まで支援する経費を計上した。 ・ユネスコジオパーク鳥取隠岐間超高速船チャーター事業（継続） 平成27年4月に実施した鳥取隠岐間の超高速船チャーター運航について、平成28年度2回目のチャーター運航を実施した。 <p>その他、クルーズ客船の誘致活動は、チャーターツアー催行実績のある東北、九州方面の旅行社や外国小型船の船社へのプロモーションをはじめ、船社が主催する商談会への参加など、空港港湾課と観光戦略課が連携して行っている。</p> <p>物流については、平成27年10月には、鳥取港から初めてとなる原木輸出（中国山東省）が実現した。また、平成28年には、インドネシア及びマレーシアから、バイオマス発電のためのPKS（ヤシ殻）の輸入が開始される予定である。</p> |

| 意見 | 講じた措置 |
|---|--|
| <p>5 教育委員会</p> <p>(1) 教職員の多忙感解消について（教育総務課、小中学校課、高等学校課及び特別支援教育課）</p> <p>県教育委員会においては、平成24年度に県議会決算審査特別委員会から教職員の多忙解消の具体策の検討について文書指摘を受け、平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、現場の教職員や市町村教育委員会とともに、教職員の多忙感解消に取り組んでいる。</p> <p>このプロジェクトチームにおいて、多忙感を解消するための調査や検討が行われているが、多忙感を生み出す様々な原因の分析整理は必ずしも明確になされておらず、取組の成果も具体的に現れて来ているようには見受けられなかった。</p> <p>また、県教育委員会では、学校教育に関する様々な事業や調査を企画し、学校現場において展開・実施されているところであるが、これらについても、現場教職員の多忙感を解消する観点での工夫改善は必要と考える。</p> <p>ついては、教職員の多忙感解消の取組については、県教育委員会事務局内の現場教育の経験者の知見も活用し、教員が児童生徒に向き合う時間の確保に向けた環境整備の具体的な方策に取り組まれない。</p> <p>また、県教育委員会事務局においては、学校現場のための事業・調査の実施に当たっては、現場教職員の負担感解消の観点で業務を点検されたい。</p> | <p>教職員の多忙解消及び負担感軽減について、平成26年度には、倉吉西高等学校を学校改善モデル校として、コンサルタントによる外部指導を受けながら、業務改善に取り組み、その取組で得られた課題及び取組の方向性等について、平成27年1月に報告会を開催し、県立学校及び市町村教育委員会と情報共有を行った。</p> <p>教育委員会事務局では、学校宛の照会及び調査内容の精査を進め、平成27年3月に、学校の負担感軽減の観点から、県内各学校に対する文書送付等の際の配慮について、同事務局各課及び知事部局に依頼した。</p> <p>さらに、平成27年度は、学校改善モデル校での実践をもとに「学校カイゼン活動の手引き」を作成し、5月に各学校へ配布した。併せて、学校改善モデル校で実践した業務改善のノウハウを横展開するため、県立学校において、学校カイゼン推進校として高等学校8校、特別支援学校4校（高等学校は3年、特別支援学校は2年で一巡）を指定し、管理職向けセミナーの開催及び校内研修支援など、学校が着実に取り組んでいけるよう支援し、当該取組の全県展開を進めているところ。</p> <p>平成27年11月に学校カイゼン推進校の取組状況や成果及び課題等について、副校長及び教頭で情報交換を実施するとともに、平成28年2月には、県立学校長会において、学校カイゼン推進校の活動を報告する機会を設け、モデル事業の成果について学校現場への浸透を図ったところである。</p> <p>併せて、市町村立学校に対しても、県立学校同様、「学校カイゼン活動の手引き」の配布や校内研修等の支援を通じて、多忙解消及び負担感軽減の取組が進むよう支援するとともに、平成28年2月には、各市町村教育委員会と協働して「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」を定めており、具体的な取組を進めることとしている。</p> <p>さらに、平成27年11月から、地域・保護者・学校連携方策検討ワーキンググループを設置し、地域、保護者及び学校との連携による教員の多忙解消と負担感軽減のためのリーフレット作成に取り組み、平成28年7月にリーフレットを配布した。</p> <p>平成28年度以降も引き続き、学校現場や市町村教育委員会の意見を聞きながら、教職員の意識醸成と具体的な学校カイゼン活動の着実な実施のための取組を行っていきたい。</p> |

| 意見 | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>(2) 鳥取養護学校の施設狭隘化解消について（特別支援教育課）</p> <p>鳥取養護学校は、昭和50年4月に中央病院に隣接する形で校舎を竣工し開校した。当初は、病弱教育のみで肢体不自由教育は行っていなかったため車椅子を利用する児童生徒は少なかったが、肢体不自由教育も併せて行うこととなった平成15年度以降、車椅子を利用する児童生徒が大きく増加している。</p> <p>一方、校舎は昭和56年3月の増築後の規模のまま現在に至っており、増加する児童生徒に対応するために、特別教室を普通教室に転換する等のやりくりをしながら、ようやく教室を確保している状況となっている。また、近年では、車椅子や移動訓練用器具を置くスペースが不足し、本来、車椅子等を置くスペースではない廊下にやむをえず十数台の車椅子等を置くという状態が恒常化し、廊下の狭隘化を招き、円滑な移動の支障となっている。</p> <p>当校では、今後も車椅子を利用する児童生徒は増加傾向と見込まれる中、本来の機能を十分に発揮して教育の充実を図る上で、施設狭隘化の解消が求められているところである。</p> <p>については、隣接している中央病院において平成30年度の建替えに向けた準備が進められていることも踏まえ、当校の施設狭隘化の解消についても検討されたい。</p> | <p>中央病院の建替えに伴い、鳥取療育園が現在の中央病院の外來棟に移転することから、鳥取療育園移転後の施設を活用して、鳥取養護学校の施設狭隘化の解消を図ることとし、中央病院の建替えの機会に合わせて検討を行っているところである。</p> <p>また、保護者に対しては、平成27年11月に施設整備に関するアンケート調査を実施したところであり、引き続き保護者からの要望も聞きながら、必要な整備を整理していきたい。</p> <p>中央病院の建替えに併せて、平成28年度に、県立鳥取養護学校中央病院建替関係事業として、インフラ関係の実設計を行い、平成29年度にインフラ関係の工事経費を予算化する予定である。</p> |
| <p>6 会計管理者</p> <p>物品管理に係る適正な事務取扱について（庶務集中局）</p> <p>定期監査において特に物品の管理状況等について確認したところ、毎年度1回以上行うこととされている物品と物品出納簿との照合の際、現物の確認ができなかったものについて速やかな調査やその調査に基づく亡失の判断を行っておらず、複数年放置していた機関が相当数（14機関）あった。また、物品照合結果（物品の有無）についての情報が、所属内で共有されていない状況も見受けられた。</p> <p>物品事務取扱規則では、物品保管主任に照合実施を義務付けており、現物確認できず亡失と判断したものについては物品亡失の報告手続を行うこととしているが、継続して探しているものについては亡失の判断時期に関する定めがないため、亡失の判断をしていなかった機関（庶務集中局）も存在していた。</p> | <p>平成26年12月に、照合結果を所属内で共有し、亡失の処理を含め必要な措置を講じるなど物品の適正管理について通知文書を発出し、注意喚起を図った。同月に、鳥取県物品事務取扱規則の運用方針及び留意事項について見直しを行い、上記通知の措置が確実にとれるよう、照合結果を記録する様式である検査票の見直しを行った。</p> <p>平成27年3月に、照合状況等を確認の上、必要な手続を行うよう通知文書を発出し、指導した。</p> <p>また、会計事務別研修など研修会の場を活用するとともに、本庁物品検査（平成27年7月～同年8月）、出納機関に対する会計実地検査（平成27年10月～同年11月）を通じて物品の適正な管理について指導を行った。</p> <p>さらに、平成27年10月に、物品の適正管理について通知文書を発出し、再徹底を図った。</p> <p>平成28年1月には「物品照合データベース」の運用を開始し、物品照合の確実な実施及び照合後の適正な処理状態</p> |

| 意見 | 講じた措置 |
|--|---|
| <p>物品照合の際に現物確認ができなければ、規則に定めがなくとも速やかに調査を行い物品亡失の判断を行うことは、県民の財産である物品の適正管理の観点から取扱者の意識として自ずと求められている。</p> <p>については、物品事務を総括する庶務集中局をはじめとして各部局において、県民の財産である物品の適正管理についての認識を新たにしていきたい。</p> | <p>が所属内で情報共有できる環境を整えた。</p> <p>また、平成28年3月にも、物品照合の実施の確認と亡失の整理等の適切な対応について周知を行った。</p> |

3 重点事項

| 意見 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|----|-------|---|-------|-------------|-------|-------|-------|-------------------------------|---------------------|-------------------------------------|----------|-----------|---------------|-----------|
| <p>(1) 使用できない物品の処分の検討を行っていないもの</p> <p>調査を行った物品には、故障して修理ができず使用できないものや、規格の旧式化等により実質的に使用できない物品について、処分の検討をしないまま保管しているものがあった。</p> <p>(表略)</p> <p>故障等により使用できないものの中には大型の物品もあり、処分に相当の費用を要すると思われるものもあるが、これらを処分せず放置することは、安全面の管理や施設スペースの有効利用に支障を招き、また、管理意識の低下につながるおそれもある。</p> <p>については、使用できない物品は速やかに売却や棄却等の処分方針を決定し、その実施に必要な費用は予算化するなど、適切に処分の手続を行われたい。</p> | <p>平成26年12月及び平成27年10月に庶務集中局長通知を发出して、故障等により使用できないものについては、速やかに売却や棄却等の処分を適正に行うことなどについて周知徹底を図った。</p> <p>平成27年4月の「平成27年度会計・物品事務等制度改正説明会」、5月の「会計事務基礎的業務力向上研修会」など研修会の場を活用し、物品の適正な管理について指導を行うとともに、本庁物品検査(7月～8月)、出納機関に対する会計実地検査(10月～11月)を通じて個別指導を行った。</p> <p>平成28年1月に物品照合の確実な実施及び照合後の適正な処理状態が所属内で情報共有できるよう「物品照合データベース」の運用を開始し、その中で故障等により使用できない物品についても報告、措置状況の確認ができるようにした。平成28年度からは、全所属が一定期間に照合及び必要な措置を行うよう照合業務のスケジュールの標準化を図り、一層の管理の徹底を図るとともに通知文書や研修の場を活用して指導徹底を行った。</p> <p>さらに、平成28年3月に財源確保推進課長通知を发出して、使用見込みのない工作物については、財産所管課において今後の処理方針を速やかに検討し、他用途での利活用や売却等の処分を適切に行うよう周知を図った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (棄却により対応済) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産振興課</td> <td>ハビジョンビデオプロジェクター(貸付物品) [使用施設] ・とっとり花回廊</td> </tr> <tr> <td>農業試験場</td> <td>産業用無人ヘリコプター</td> </tr> <tr> <td>園芸試験場</td> <td>人工気象室</td> </tr> <tr> <td>畜産試験場</td> <td>カラースキャンク scop (肉質診断用)、超音波診断装置</td> </tr> <tr> <td>家庭・地域教育課 (社会教育課)</td> <td>ハビジョン機器(外ソフト3件)、アライザー(アンケート等回答・集計用)</td> </tr> <tr> <td>鳥取工業高等学校</td> <td>データ通信実習装置</td> </tr> <tr> <td>経済産業総室(産業振興課)</td> <td>eラーニングソフト</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関名 | 物品 | 生産振興課 | ハビジョンビデオプロジェクター(貸付物品) [使用施設] ・とっとり花回廊 | 農業試験場 | 産業用無人ヘリコプター | 園芸試験場 | 人工気象室 | 畜産試験場 | カラースキャンク scop (肉質診断用)、超音波診断装置 | 家庭・地域教育課 (社会教育課) | ハビジョン機器(外ソフト3件)、アライザー(アンケート等回答・集計用) | 鳥取工業高等学校 | データ通信実習装置 | 経済産業総室(産業振興課) | eラーニングソフト |
| 機関名 | 物品 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生産振興課 | ハビジョンビデオプロジェクター(貸付物品) [使用施設] ・とっとり花回廊 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業試験場 | 産業用無人ヘリコプター | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園芸試験場 | 人工気象室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 畜産試験場 | カラースキャンク scop (肉質診断用)、超音波診断装置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭・地域教育課 (社会教育課) | ハビジョン機器(外ソフト3件)、アライザー(アンケート等回答・集計用) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取工業高等学校 | データ通信実習装置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済産業総室(産業振興課) | eラーニングソフト | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 意見 | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|----|---------------|-----------------------------------|---------------|------------------|-------|------------|--------|-------------------------------------|----------|----------|--------|--------------|--------|---------|------------|------------------|
| (棄却により対応済) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機関名</th> <th style="width: 50%;">物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業人材育成センター倉吉校</td> <td>エンジニアリングワークステーション（言語学習用）・（データ解析用）</td> </tr> <tr> <td>産業人材育成センター米子校</td> <td>パーソナルコンピュータ（実習用）</td> </tr> <tr> <td>水産試験場</td> <td>人工衛星画像解析装置</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>教育情報通信ネットワークシステム、教育用ソフトウェアライブラリシステム</td> </tr> <tr> <td>鳥取湖陵高等学校</td> <td>通信制御実習装置</td> </tr> <tr> <td>青谷高等学校</td> <td rowspan="3">語学演習機(LL 教室)</td> </tr> <tr> <td>八頭高等学校</td> </tr> <tr> <td>米子西高等学校</td> </tr> <tr> <td>境港総合技術高等学校</td> <td>音響実習装置、インバート実習装置</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関名 | 物品 | 産業人材育成センター倉吉校 | エンジニアリングワークステーション（言語学習用）・（データ解析用） | 産業人材育成センター米子校 | パーソナルコンピュータ（実習用） | 水産試験場 | 人工衛星画像解析装置 | 教育センター | 教育情報通信ネットワークシステム、教育用ソフトウェアライブラリシステム | 鳥取湖陵高等学校 | 通信制御実習装置 | 青谷高等学校 | 語学演習機(LL 教室) | 八頭高等学校 | 米子西高等学校 | 境港総合技術高等学校 | 音響実習装置、インバート実習装置 |
| 機関名 | 物品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業人材育成センター倉吉校 | エンジニアリングワークステーション（言語学習用）・（データ解析用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業人材育成センター米子校 | パーソナルコンピュータ（実習用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水産試験場 | 人工衛星画像解析装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育センター | 教育情報通信ネットワークシステム、教育用ソフトウェアライブラリシステム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取湖陵高等学校 | 通信制御実習装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青谷高等学校 | 語学演習機(LL 教室) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八頭高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 米子西高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 境港総合技術高等学校 | 音響実習装置、インバート実習装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (施設全体の修繕計画を策定の上、撤去経費を予算要求予定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機関名</th> <th style="width: 50%;">物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防学校</td> <td>冷暖房装置（太陽熱利用空調システム）</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関名 | 物品 | 消防学校 | 冷暖房装置（太陽熱利用空調システム） | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関名 | 物品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防学校 | 冷暖房装置（太陽熱利用空調システム） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 使用可能な物品のうち全く使用していないもの又は極めて利用率が低いもの</p> <p>使用可能であるが使用していないもの等として、以下のような状況があった。 (表略)</p> <p>ア 文化施設等の同時通訳機器 県民文化会館に1台、倉吉未来中心及び米子コンベンションセンターに2台ずつ整備した同時通訳機器の利用状況は、米子コンベンションセンターの国際会議室に設置した1台は年に2回程度、その他は、開館以降2回しか利用がないものがあるなど、利用がほとんどない。</p> <p>イ 境港水産事務所の魚体選別機 年間利用数量が当初の利用計画に対し3%に留まる。</p> <p>ウ 業務廃止等 東部生活環境事務所や倉吉家畜保健衛生所の検査機器などは、それぞれ業務廃止や代替機器の取得などにより使用しなくなったが、今後の使用の見込みがないにもかかわらず長期間保管していた。</p> <p>エ 事情変更等 倉吉農業高等学校の授業用機器や園芸試験場の試験機器などは、それぞれ学科改編や研究終了などで使用しなくなったが、今後の使用見込みや管理方針が明確でないまま保管していた。 ほとんど利用がない、又は極めて利用率が低い同時通訳機器及び魚体選別機については、取得時の使用計画等の検討が十分ではなかったと考えられる。</p> | <p>平成26年12月に庶務集中局長通知を發出して、業務の廃止や機器更新等により使用できないものについては、速やかに他機関、他用途への活用や処分について検討を行うよう周知を図った。その他、適正な物品の管理に係る通知文書の發出や研修会での指導等については、前記(1)と同様である。</p> <p>なお、予算の編成過程において、高額物品の取得については、取得する必要性及び利用計画等を勘案して一層の精査を行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 意見 | 講じた措置 | |
|---|---|--|
| <p>また、業務の廃止や代替機器の取得により、今後使用する可能性がないにもかかわらず保管換えや処分等を行っていない状況は、適切ではない。</p> <p>このほか、学校の学科改編や研究終了等により具体的な使用の見込みがなくなり、その後放置したままになっているものについては、事情が変更になった時点で、今後の活用や管理方針を検討すべきであったと考える。</p> <p>については、物品の取得に当たっては、必要性和同時に取得後の利用動向を十分踏まえた検討を行われたい。</p> <p>また、業務廃止等の事情変更により使用の見込みがなくなった場合は、他用途への活用や処分などの処理方針を速やかに決定するなど適切な対応を行われたい。</p> | | |
| 機関名 | 物品 | 内容 |
| 文化政策課 | 同時通訳機器一式(貸付物品) [使用施設] ・倉吉未来中心(2台) ・米子コンパシヨンセンター(2台) ・県民文化会館(1台) | 国際会議ができる施設として基本となる設備であり、誘致活動の際には必要な設備となるものであるが、結果的に利用実績が低くなっていることから、各方面への周知働きかけを強化し、国際会議や交流事業等が誘致される中で利活用されるよう努めていく。 |
| 境港水産事務所 | 魚体選別機(2台) | 2基のうち1基については、売却処分とし、1基については、新市場において有効活用することとした。なお、平成28年4月1日から使用料を減額し、さらなる利用促進を図ることとした。 |
| 東部生活環境事務所 | 生化学自動分析装置(健康診断血液検査用) | 平成28年度以降処分予定 |
| 中小家畜試験場 | 原子吸光光度計(飼料等分析用) マイクロマンピュレーターシステム | |
| 林業試験場 | ガスクロマトグラフ | 特用林産分野の試験研究で使用する可能性があるため、保有を継続することとした。 |
| 鳥取県土整備事務所 | 小型回収船(ヒシ等水草回収用) | 平成24年3月から湖山池を汽水化したことによりヒシ等が発生しなくなり、現在のところ使用実績はないが、今後使用する可能性があるため保有を継続することとした。 |
| 倉吉農業高等学校 | 電子顕微鏡、ガスクロマトグラフ質量分析装置、反応装置(化学反応実験用) | 平成28年度処分予定 |
| 境港総合技術高等学校 | CNC円筒研削盤 | |

| 意見 | | 講じた措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|----|--------------|----------------------|-------------|-----------|--------------------|--------|---------------|---------|--------------------------|-------|-------------------------|----------|----------|-------|--------|--|--|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>物品</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部総合事務所福祉保健局</td> <td>生化学自動分析装置（健康診断血液検査用）</td> <td rowspan="7">不用品処分決定・棄却済</td> </tr> <tr> <td>倉吉家畜保健衛生所</td> <td>分離用超高速遠心機（ウイルス検査用）</td> </tr> <tr> <td>教育センター</td> <td>AV設備一式（衛星通信用）</td> </tr> <tr> <td>食肉衛生検査所</td> <td>高速液体クロマトグラフ（動物用医薬品残留試験用）</td> </tr> <tr> <td>園芸試験場</td> <td>蛋白質一次構造解析装置（遺伝子組み換え実験用）</td> </tr> <tr> <td>鳥取湖陵高等学校</td> <td>圃場監視システム</td> </tr> <tr> <td>林業試験場</td> <td>画像解析装置</td> </tr> </tbody> </table> | 機関名 | 物品 | 内容 | 西部総合事務所福祉保健局 | 生化学自動分析装置（健康診断血液検査用） | 不用品処分決定・棄却済 | 倉吉家畜保健衛生所 | 分離用超高速遠心機（ウイルス検査用） | 教育センター | AV設備一式（衛星通信用） | 食肉衛生検査所 | 高速液体クロマトグラフ（動物用医薬品残留試験用） | 園芸試験場 | 蛋白質一次構造解析装置（遺伝子組み換え実験用） | 鳥取湖陵高等学校 | 圃場監視システム | 林業試験場 | 画像解析装置 | | |
| 機関名 | 物品 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西部総合事務所福祉保健局 | 生化学自動分析装置（健康診断血液検査用） | 不用品処分決定・棄却済 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 倉吉家畜保健衛生所 | 分離用超高速遠心機（ウイルス検査用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育センター | AV設備一式（衛星通信用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食肉衛生検査所 | 高速液体クロマトグラフ（動物用医薬品残留試験用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園芸試験場 | 蛋白質一次構造解析装置（遺伝子組み換え実験用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取湖陵高等学校 | 圃場監視システム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業試験場 | 画像解析装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（３） 貸付物品が貸付契約に基づき適切に管理されていないもの</p> <p>貸付物品では、物品の状況を把握しておらず、使用できない物品や既に処分済みで現物が存在しない物品について、貸付契約を締結していたものがあつた。</p> <p>また、物品を貸し付けているものの、貸付契約に登載されていないものがあつた。</p> <p>（表略）</p> <p>貸付物品の状況把握が十分でなく、契約に基づく物品の管理が適切でない要因としては、貸し付けていることで県の財産としての管理意識が希薄になっていると思われる。</p> <p>については、貸付物品について定期的に状況把握を行うとともに、貸付契約と実態との整合性の確認を徹底されたい。</p> | <p>平成26年12月に庶務集中局長通知を發出して、貸付物品についての貸付契約の内容と実際に貸付けしている物品に齟齬の生じることのないよう、照合時や契約の更新時に状況や整合性を確認するなど適確に状況把握を行うよう周知を図つた。</p> <p>平成27年3月に物品契約課長通知を發出し、物品事務の取扱いについて点検の上、必要な手続を行うよう指導した。さらに同月に物品契約課長、業務効率推進課長連名通知を發出し、指定管理者に対する貸付物品の実態調査を実施した。</p> <p>実態調査の結果、約6割の施設で現物が確認できないなどの物品の存在が判明したため、平成28年2月に物品契約課長通知を發出して、物品の照合を適切に実施することや、各施設所管課が毎年実施する実地検査の際、物品の管理状況（異状の有無等）について確認するなど定期的に状況把握を行うよう指導した。その他、適正な物品の管理に係る通知文書の發出や研修会での指導等については、前記（１）と同様である。</p> <p>なお、監査指摘を受けた貸付物品については、速やかに貸付契約と実態との整合性を図る措置を全ての物品について行つた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |